# 1. 本旅行条件書の意義

第 12 条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の5に定める「契約書面」の一部となります。

#### 2. 手配旅行契約

- とになります。 | 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送、宿泊機関等の 提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期
  (1)当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
  (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。
  (3)本項(2)の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。
  a)申込金のお支払いを受けることなく再版所契約の締結を承諾し申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いた出ます。
  b)団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時に契約は成立いたします。
  c)旅行代金月換えに当続旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面。(年ケット、ホテルケーボン等を含む)をお渡しする場合、当社が口頭により申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
  c)旅行代金月換えに当然旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面。(年ケット、ホテルケーボン等を含む)をお渡しする場合、当社が口頭により申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
  (4)申込金は、ネー人様につき 20 000 円以上全額までと、一つ時期(4/27~5/6/7/20~8/31.12/20~1/7)にご出発のお客様はおよると発表判別のある6般空祭の場合には別途当社が指定する明日でに全額をお支払いただきます。また、14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は、旅行開始日前の当社が指定する明日までにお支払いただきます。また、14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は、旅行開始日前の当社が指定する明日までにお支払いただきます。また、14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は、旅行間独日前の当社が指定する明日までにお支払いただきます。また、14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、24年以及体に対している(27年)とは、24年以降にお申込みの場合は、24年以降に対している。24年以降に対しているのは、24年に対しているのは、24年に対しているのは、24年に対しないるのは、24年には、24年

# 4. 申込条件

- ・・・ T ペー・T (1) お申込み時点で20 才未満の方は、保護者の同意書が必要です。
  (2) 旅行開始時点で15 才未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- あります。 (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損っていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その盲旅行のお申込み時にお申出く ださい、当社は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となりま す。
- ァ。 また医師の健康診断書を提出していただく場合もありますが、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあり
- (4)その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

#### 5. 旅行代金のお支払い

- 3. 旅行11人並は、公本が余行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払う費用(航空券代金、ホテル代金等)及び当 社所 定の取扱い料金をいいます。
  (2)航空券代金とは運賃本体(平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等)、付 加運賃(燃油サーチャーン等)と空港諸稅(空港施設使用料、通行稅等)、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃(整油サーチャーン等)と空港諸稅(空港施設使用料、通行稅等)、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃(室港 諸稅、航空保険料は運賃本体と別途にご案内させていただきます。
  (3)旅行代金は請求書に勤起した期目まではる支払いりただきます。
  (3)旅行役金は請求書に勤起した期目まではる支払いりただきます。
  (3)旅行役金は請求書に勤起した期目まではる支払いりないます。
  すたビーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により急速条券依頼が入ることもあり、その場合にはお支払い期日が早まります。

## 6. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- 5. 空港館社・溶油ワーナヤーン寺のの又负い (1)航空券発券時に徴収となります空港籍税・空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは旅行代金に含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運寛の大人・子供種別に準じます。 (2)日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、航空券発券時に燃油サーチャージ等の新設や増築、減額された場合は追加徴収、返金させていただきます。
- (2)日本日採井町はボバリズラジンがよーバーデールで、 空券発券時に燃油サーチャージ等の新設や増額、減額された場合は追加徴収、返 (3)燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます

# 7. 旅行代金の変更

- (1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。
  (2)当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅 行終了後、速やかに旅行代金の精算をさせて頂きます。

## 8. 契約内容の変更

- ・・ スペッナンなアメニ、(1)お客様が、旅行日生、旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。 (2)お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。 (3)上記変更に要する費用は、別に、変更手機をきすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。 ※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込みの旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙にてご確認ください。

## 9. 契約の解除

- 3. 文句の 所称 (1) お客様に 46 任意解除 お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。 ただし、契約解除 のお申出は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお受けします。お申込みいただいた営業所の営業日、営業時間 はお客様ご自身 存む 「確認ください。 a) お客様が提供を受けた所行サービスの費用 b) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・連約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う 8mm
- ※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込みの旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙にてご確認 ください。
- (2)お客様の責に帰すべき事由による解除当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。 。お客様が提供を受けたいない旅行サービスの費用 b)お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う

  - 。)当社所定の取消料金
- い当エロがピースの中では、 30 当社の 夏に伸すべき事由による解除 当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、遠遠・宿泊機関等に対して既に支払いて扱い。 支払い、又はこれから支払わなければならない・費用を定機とした残金を名を様におい戻します。

# 10. 団体・グループ契約

- IU、団体・グループ美粉 (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。 (2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の手配旅行契約の締結に関する・中のの代理権を考しているものとなび、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。 (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。 (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- りません。 (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任 者と
- / 岩社は、大利見に自心地や・/ ルーノに向けしない情に、成り間からは、よい、のういしの大利見に自か返江レに何以有と大利見に 有じ 分なします。 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更 に要する費用は、構成者に偏属するものとします。 (6)当社は

#### 11. 当社の責任

- 11. 当社の責任
  (1) 当社は旅行教物の展行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が彼られた損害を 賠償いたします(損害発生の翌日から起算して2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります)
  (2) 手荷物について生じた本項(1) の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して、21 日以内に当社に対 して通知があった場合に限り、旅行者1名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
  (3) 免責事項 お客様が天災地変、載乱、暴動、適益・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行 者の関与(得ない事由に以下に例示)により損害を被ったとき、当社は、その損害を賠償する責任を負うのではありません。 おて災地変、載乱、暴動、航空機の運延・ストライキ等により出発便が取消され、又は旅行日程が変更された場合 し航空会社の過剰予約受付 (オーパープッキング)により予約を取消され、又は海長を任否された場合
  。お客様がご出発(帰路便)の 72 時間前までに予約の再確認(リコンファーム) 及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効にごかまである。

- 別になった場合 のお客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合 e)お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合
- 6)お各株が軌空券率のが耐火以下金銭に遭って場合 (抗療人バスボート)の残存有効制の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合 g)バスボート記載の名前と航空券記載の名前が違い指乗を拒否された場合 的お客様のご都会以工業り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

#### 12. お客様の責任

- (1)お客様の故意、選失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は 当社は お客様から損害の賠償を申収けます。 (2)お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について
- (27)の合物は三丸に入所に対きだき締め、301kmにに、ヨロルウは下さいには極いされた。 37 では日本の任何を表すていたのでは、 理解するよう等のなければなりません。 (3) お各様は、旅行開始後において美労島面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行開始後において美学的にその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。

## 13. お客様が出発までに実施する事項

- 13. 合子体が一切光さ CI-大阪 9 る子々 (1) ご旅行に要する旅券及び発存有効期限・査証・再入国計可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っ ていただきます。 (2) 渡航先の衛主状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ http://www.forth.go.jp/でご確認ください。 (3) 渡航先国又は地域)によっては水務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので外務省「海外安全 ホームページ lhttps://www.anzenmofa.go.jp/Iこてご確認ください。

14. 旅行条件・旅行代金の基準 この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において有効な運賃・料金を基準としております。

## 15. 通信契約による旅行条件

- 10. 面目天本リーよる原介了来十 (1)当社は、当社らが提携するウレジッカード会社(以下「提携会社」といます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への会員の 署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファウンミリ、インターネットその他の通信手段による お申込みを受けて旅行契約(以下)通信契約」といいます)を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠 いたしますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案のいたします。 (2)本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

- (2)本項でいうけか一杯利用日」には、お客様又は当社が旅行契約に基づ、旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
  (3)通尾契約を締結止えらずるお客様には、おお客様のは、お申込みよる限、はお行の名称、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカード番号、会員番号)その他当社指定の事項を当社にお申出ていただきます。
  (4)通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
  (5)当社は、提携会社カードにより所定の伝展への会員の署名なくして旅行行金や取消料等のお支払を受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、健定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が雇用令の課をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等により法を搭が負担することになる費用のカード利用日は、当社が雇用令の課をお客様に適加した日とします。ただ、本項(のに)により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める利用D及び方法により当該費用等をお支払いただきます。
  (6)当社は、お客様の有するカレジットカードが展別である又は無力になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

#### 16. その他

- 16. その他

  (1)当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。
  又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。
  (2)航空金社のペレージサービスについては、お客様と航空金社との金負プロゲラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等は お客様ご自身で配金会社と行っていただきます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかはますのでご了承ください。
  (3)航空金社での無料受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面及び航空金社でして異なりますので航空金社等にご確認なださい。
  (4)お中込みのお名前はいくボートのスへル通りにお願いがたします。ご指集者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではるく取消扱いとなり、取消料の対象となりますのでご注意ください。
  (6)航空線への保護手機能は会格を持って行ってください。また、予をなにに出き物類・優名が変更される場合がありますので、航空金社へ便名・搭乗手機き前等制等と確認なださい。スケジュール記載時刻はご予約時点における各発着地の現地時間表示となっております。サマータイム、時差には十分ご注意下さい。
- 果手続き物制等をご確認いたさい。スケンユールに取時刻はこヶ利時点における各発者での現地時間表示となっております。ママータイム、特差には十分ご注意下さい。
  (6) 入国に関しては譲渡が、目的、国籍、期間により査証が求められます。また、無査証で入国が可能な場合のも規定以上のバスポート残存有効期間が 求められます。お客様にて渡航書類に不備がないか必ずご確認下さい。入国に関する決定権は渡航先の入国審査官にあります。弊社は現地の入 国を保証するものではありません
  (7) 経由便利用の場合、空港・ターミナル間の移動・お乗り換えはお客様ご自身にて行って頂きます。お乗り遅れのないようご注意下さい。当社で手 配致しまず接続度は最低接続時間となっておりますので、初めてのお客様や余裕をもって接続をお考えのお客様はご予約時にスタッフまでお申 し付け下さい。

その他、詳細につきましては弊社旅行約款及び運送・宿泊機関の約款に基づきます。

株式会社IACEトラベル 観光庁長官登録旅行業第 883 号(第 1 種) 一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員 国際航空運送協会(IATA)公認代理店

2020年4月の基準に基づきます。(更新日:2020年4月1日)